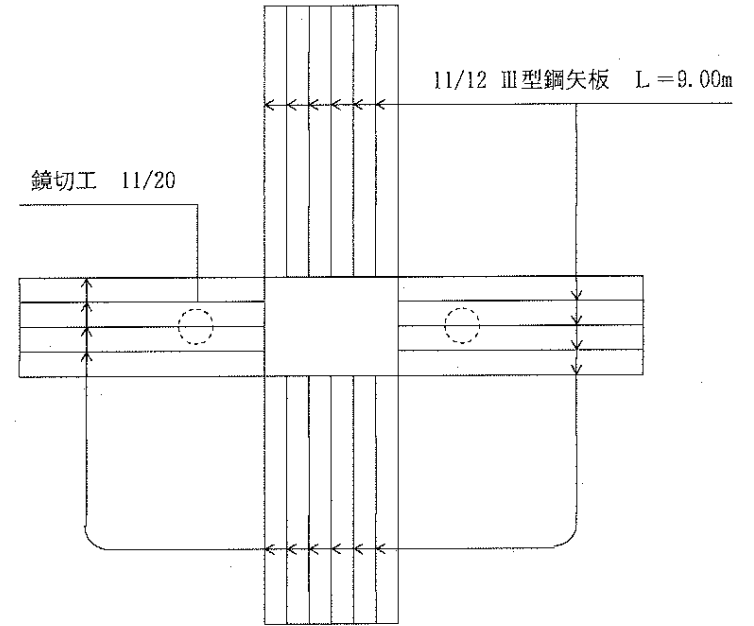
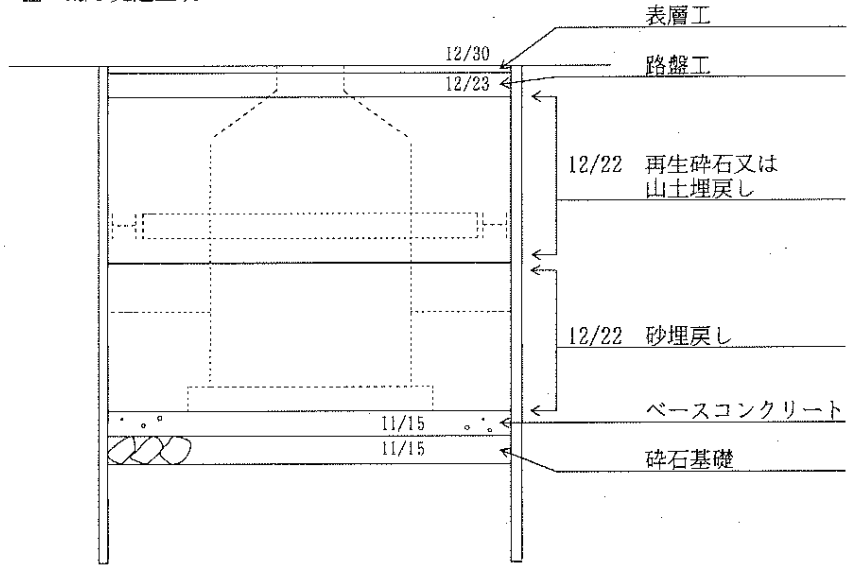
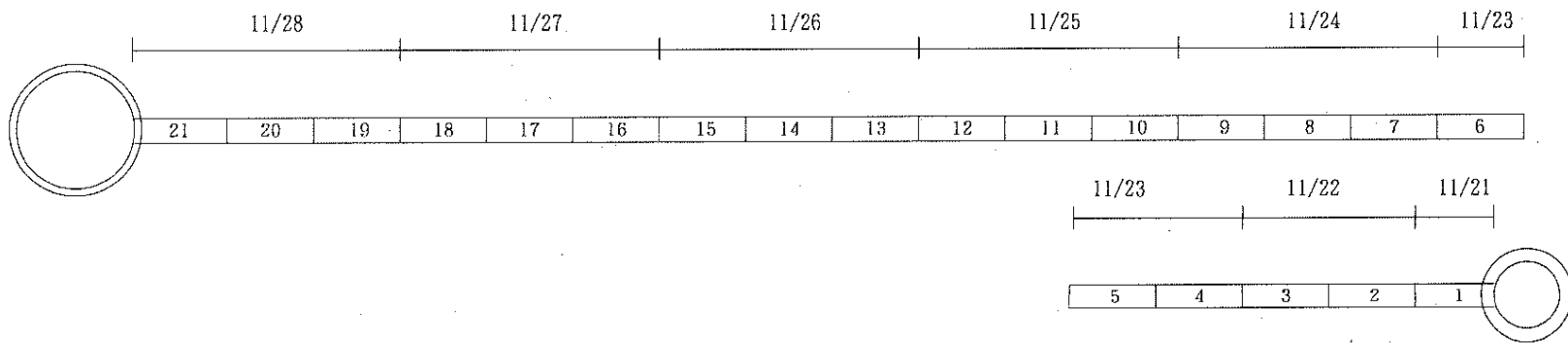


■ No 1 発進立坑



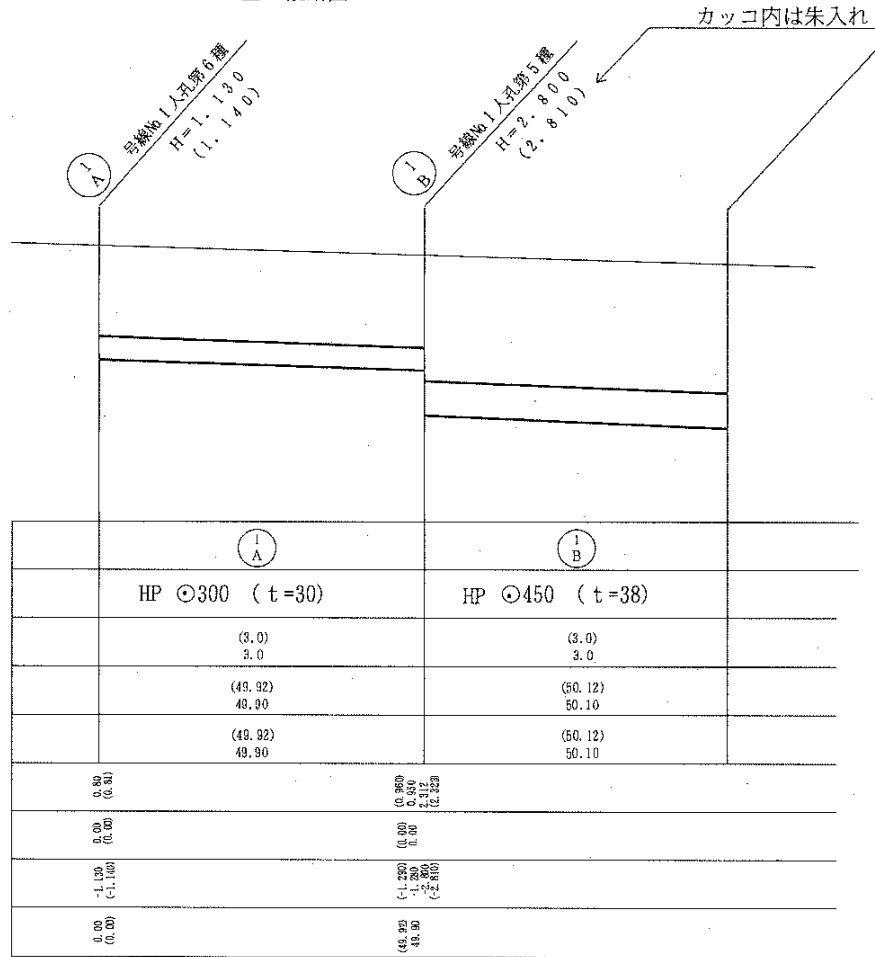
■ 第3推進区間



完成図の記入

完成図は、変更設計図面の各数値との比較をするためのもので、設計値に対してカッコとじの2段書きをし、一括して製本すること。

■ 縦断面図



■ 舗装展開図

(8.02) 8.00	人孔番号 ○ (20.03) 20.00	(8.06) 8.05	タック, フライム乳剤散布量確認位置明記 □ コア採取位置明記 ○ (20.01) 20.00	(8.12) 8.10
----------------	-----------------------------------	----------------	--	----------------

インバート

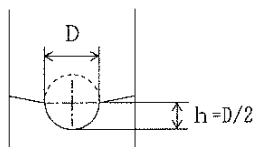
■ マンホールの底部には、下水の円滑な流下を図るためにインバートを設ける。
 なお、管渠の接合、会合状況に応じた形状で水の流れが良いことと掃除の際、支障のない構造とする。

■ コンクリート強度は、18-8-25-高炉の規格とする。

1. インバートの高さ

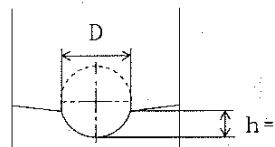
- a) 分流式汚水管渠 — 下水管径の1/2 最高 80cm 程度
- b) 合流式及び分流式雨水管渠
 - 内径1500mm以下は管径の1/2 最高 50cm 程度
 - 内径1650mm以上は管径の1/3 最高 80cm 程度

a) の場合



※ h max=80cm

b) の場合

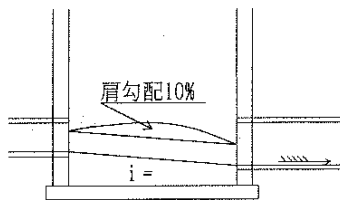


※ $D \leq 1500\text{mm}$ のとき $h = D/2$ $h \text{ max} = 50\text{cm}$
 ※ $D \geq 1650\text{mm}$ のとき $h = D/3$ $h \text{ max} = 80\text{cm}$

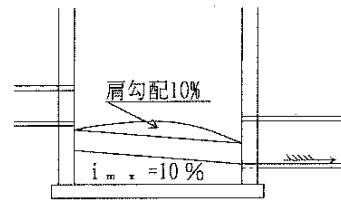
2. インバート縦断勾配

上流管底と下流管底を結んだ線とする。ただし、段差の大きい場合は勾配を最大10%程度までとし、それ以上はマンホール上流側で段差を設けること。
 肩の勾配は、10%程度とする。

$i \leq 10\%$ の場合



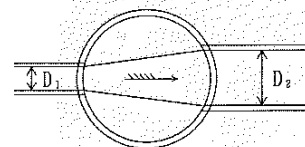
$i > 10\%$ の場合



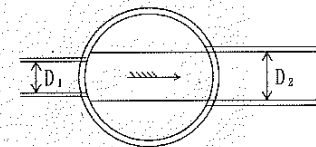
3. インバート幅

上流管幅と下流管幅を結んだ線かまたは、下流管の幅とする。

$D_2/D_1 > 2.0$ の場合

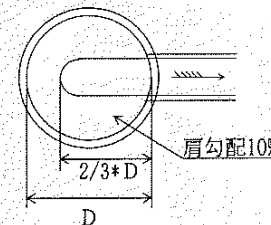


$D_2/D_1 \leq 2.0$ の場合



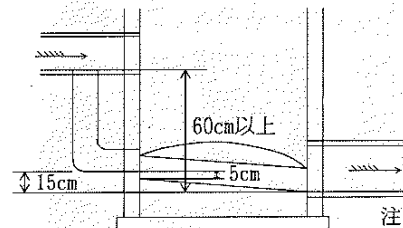
4. 起点マンホールのインバート

下流管幅でマンホール内径の 2/3 以上の長さの所を円形に仕上げる。



5. 副管付マンホール

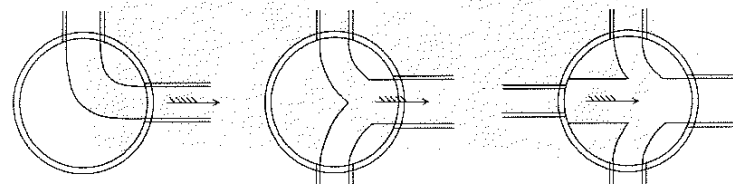
副管は、上流と下流の管底差が60cm以上の場合に設けること。



注 5cm以上の段差を確保すること。

6. 二・三方向の会合インバート

下水の円滑な流下を考慮し、設置すること。



その他の注意事項と追加事項

- ① 施工中の監督員による管底高測量等の際、直ちに出来るようK. B. M位置は、慎重に選ぶこと。
- ② 工事完了後の監督員による測距の際、巻き尺がまっすぐ張れるよう、きちんと整地すること。
- ③ 検査時には、検査職員に失礼のないように、清潔な服装で受検すること。
- ④ 検査時には、提出図書一覧表を4部持参すること。(下図参照)
- ⑤ 検査時に、特に必要な道具(マンホールあけ、段ボール又はコンパネ2組、懐中電灯、レベル、水準器等)を用意すること。
- ⑥ その他

提出図書一覧表の例

書 類		写 真	
①	施 工 計 画 書	①	着 工 前 , 完 成
②	材 料 使 用 承 諾 願	②	立 坑 築 造 工
③	総 合 工 程 表	③	推 進 工
④	施 工 経 過 図	④	
⑤	工 事 日 誌	⑤	
⑥	出 来 形 管 理 図 表	⑥	
⑦	品 質 管 理	⑦	
⑧	完 成 図	⑧	
⑨	使 用 材 料 簿	⑨	
⑩	各 種 納 品 伝 票	⑩	
	① 生コンクリート		
	②		

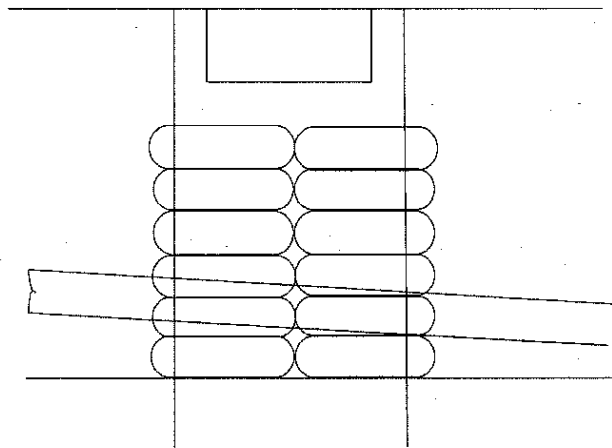
水路等構造物下部の埋戻し方法について

① 適用範囲

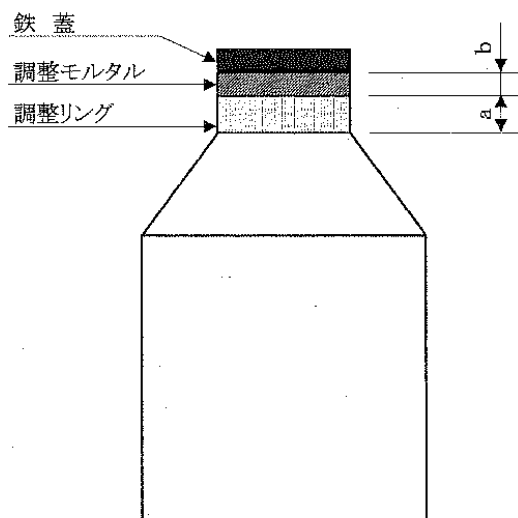
- (1) 下水道本管部の水路等構造物下部の区間に適用。(取付管部は適用範囲外)
- (2) 区間延長が概ね1 m程度まで。(それ以上になる場合作業上危険が伴うので、別途考慮のこと。)

② 施工法

- (1) 空練りモルタル1 : 3 (ただし、骨材については現場に搬入されている再生砂または、再生砕石を使用するものとする。)を充填した土のうを既設水路等の上下流側から、小口並べて積み立てする。
- (2) 土のうの隙間を空練りモルタル1 : 3で充填する。



人孔鉄蓋及び人孔鉄蓋高さ調整部分(調整リング厚(a), 調整モルタル厚(b))の施工について



① 調整部分については下表のとおり施工すること。

	組立式人孔		コンクリート製小型人孔	
	調整リング 設置厚 (a)	調整モルタル 施工厚 (b)	調整リング 設置厚 (a)	調整モルタル 施工厚 (b)
下限	100mm 以上	60mm 以上	100mm 以上	50mm 以上
上限	200mm 以下	130mm 以下	150mm 以下	99mm 以下

- ② 調整リングは、必ず使用すること。
ただし、50mmの調整リングは、極力使用しないこと。
- ③ 人孔鉄蓋のロック部に調整モルタルが入り込まないように施工すること。
- ④ 内蓋を設置する場合は、落下防止のチェーンを必ず設置すること。
- ⑤ 調整モルタル部の破損によりガタツキが生じている箇所が見受けられるため、施工の際には、モルタルの配合および練り混ぜ方法等に十分注意すること。

〇〇〇〇の施工計画書（〇月〇〇日～〇月〇〇日）	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
下水道建設課担当者	
請 負 者	
現 場 代 理 人	
主 任 技 術 者 または 監 理 技 術 者	
添付書類 ① 〇〇〇〇の施工計画（拡大工程表） ② 〇〇〇〇 休暇中の安全計画 ③ 〇〇〇〇 休暇中の現場巡視計画（氏名・日時記入） ④ 〇〇〇〇 休暇中の緊急連絡体制（順位記入） ⑤ 位置図 ※提出部数 必要部数	

平成 年度 発注工事の組織表

担当係名	第 建設係	係 長		TEL	—
		監督職員		TEL	—
工 事 名					
工 事 場 所	高知市				
工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日				
請 負 人 (姓・氏名)	〇				
現場代理人 (姓・氏名)	〇				
主任技術者 (姓・氏名)	〇				
現場事務所	TEL			FAX	
緊急時 連絡順位	①	職名	氏名	TEL	※最低3名以上とする。 ※日祭日及び夜間、必ず 連絡可能なものとする。 変更のある場合は、事前に 市担当者に連絡すること。
	②	職名		TEL	
	③	職名		TEL	
	④	職名		TEL	
添 付 書 類	※市内地図に工事箇所を图示すること。 ※現場事務所のある場合は、事務所位置を○印とし、ない場合は、会社 位置を图示すること。 ※提出部 必要部数 ※請負業者は現場事務所決定後、すみやかに提出のこと				

材料検査について

- ① 施工計画書
 - ・ 請負者と発注者が材料検査の方法（品質・規格等），時期等を打合せる。
- ② 材料承諾願い
 - ・ 請負者が材料の品質（試験成績表で証明），規格等を明記し，材料承諾願いを提出し，発注者が承諾する。
- ③ 材料入荷
 - ・ 請負者が入荷した材料の品質（本工事で使用する材料の試験成績表（検査証明書），規格，数量等を自主確認管理する。
 - ・ 合格した材料の検査を発注者に依頼する。
 - ・ 不合格の場合は，製造業者に原因究明と今後の対策を指示し発注者に報告書を提出する。
 - ・ 発注者は，指示簿で請負者に必要な措置を指示する。
 - ・ 請負者は必要な措置を行う。
- ④ 材料検査
 - ・ 請負人の自主確認管理で合格した材料の検査を発注者が行い，合格した材料は工事に使用する。
 - ・ 不合格の場合は，発注者は指示簿で請負者に原因究明と今後の対策を指示する。
 - ・ 請負者は発注者に報告書を提出する。
 - ・ 発注者は請負者に必要な措置を指示する。
 - ・ 請負者は必要な措置を行う。
- ⑤ 検査内容
 - ・ JISマーク，JSWASマーク等及び次の事項を確認する。
 - ① 製品の呼び名
 - ② 製造業者名またはその略号
 - ③ 製造工場名またはその略号
 - ④ 成形年月日またはその略号
 - ・ 本工事で使用する材料の試験成績表（検査証明書）の確認。
 - ・ 外観検査（別紙下水道資材検査判断基準による）。
 - ・ 数量の確認。
- ⑥ 検査立会
 - ・ 高知市請負工事監督実施要綱第17条による。（監督職員が立会できない場合は，高知県建設工事監督規定第18条による。）

材料検査のフロー

